

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年4月13日（火） 第9291号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	家畜検査手数料等の徴収事務の委託（199）（畜産課）・・・・・・・・・・ 2
	地域森林計画の変更（3件）（200～202）（林政企画課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（203）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	河川法による工作物の保管（204）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・・・ 3
	森林病虫害の駆除命令（205）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合、鳥取いなば農業協同組合

2 委託した手数料

次に掲げる家畜保健衛生所の業務に係る手数料のうち、1に掲げる農業協同組合の組合員から徴収するもの

- (1) 令和3年鳥取県告示第107号（ブルセラ症検査等の実施について）で命じた検査のうち、結核、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢の検査に係る手数料
- (2) 大山乳業農業協同組合にあっては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）第3条各号に掲げる業務に係る手数料

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和3年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和3年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和3年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第203号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市倅谷字上屋敷通213の1、213の2、220の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第204号

令和3年鳥取県告示第67号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月13日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

1 保管した工作物の種類、数量及び設置されていた場所

工作物の種類	数量	所在地
杭	51本	東伯郡湯梨浜町大字橋津66-1地先、71-1地先、75-2地先、77-1地先、79-2地先、81地先、84-4地先、85-1地先、86-1地先、92地先、93地先、94地先、100地先、105-3地先、105-6地先、726-3地先、726-19地先、726-25地先、734-3地先、735-10地先及び735-12地先
梯子	10台	
栈橋	2台	

2 保管した工作物を除却した日時 令和3年3月12日（金）午前9時

3 保管を開始した日時 令和3年4月13日（火）午前9時

4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1

5 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

令和3年4月13日（火）から同年10月12日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、令和3年7月12日（月）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0858-23-3216

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書（所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）

イ 印鑑

6 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

鳥取県告示第205号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和3年5月24日から同年7月16日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び鳥取県西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）